**平成２６年（フ）第１号**
埼玉県羽生市大字上手子林1057番地１
債務者　奥泉　定雄
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２５年（フ）第１９１号**
千葉県銚子市天王台10165番地の４
債務者　山口　典裕
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２５年（フ）第３９９号**
相模原市中央区富士見５丁目２番19号　アルテイス富士見103号
債務者　菅谷　明子
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第４３９号**
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目53番12号　メゾンフジ103号
債務者　三井　健二
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第３７号**
石川県七尾市矢田町ミ部83番地10、従前の住所石川県七尾市なぎの浦108番地　ディアスなぎの浦101号、従前々の住所石川県七尾市南藤橋町巳部13番地６、従前々々の住所福井県丹生郡越前町平等14―15
債務者　山内　里美（旧姓上坂）
１　決定年月日時　平成26年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２５年（フ）第１１０５号**
大阪府吹田市江の木町16番８―203号
債務者　森脇　智寛
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４４０８号**
大阪府守口市八雲西町１丁目40番１―507号
債務者　金村　昌子
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４６３６号**
大阪市西成区南津守３―１―76―102号、住民票上の住所大阪市西成区千本北２丁目23番２号
債務者　秋田　吉夫
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５３３９号**
大阪府寝屋川市大成町４番11号
債務者　繰井　清一
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５４７７号**
大阪府豊中市向丘２丁目11番７―303号
債務者　竹内　克典
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５６０４号**
大阪市中央区島之内２丁目６番４―811号
債務者　下堂薗　直
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５６２１号**
大阪市住之江区御崎１丁目２番12号　サニーハイツＴａｋａｙｏｓｈｉ401号、前住所大阪市住之江区北加賀屋２丁目９番19号　ＡＩＲＯＳＡＫＡさつき
債務者　野村　憲司
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５６３３号**
大阪市城東区関目５丁目16番30号　ジュネス関目Ⅲ201
債務者　齋藤　陽子
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５３号**
大阪市東成区東今里３丁目９番23―307号　アルタスハイム東今里、前住所大阪市東成区大今里西１丁目６番38号
債務者　廣瀬　清子
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第９０号**
大阪市此花区西九条１丁目33番14号
債務者　丸岡　康明
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１０２号**
大阪市住吉区遠里小野１丁目８番21号
債務者　東原　　治
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１８３号**
大阪市福島区大開４丁目１番１―1103号
債務者　田中那津子（旧姓渕上）
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部